

平成30年11月岡山県議会定例会提出予定案件

平成30年11月26日

件 名		内 容		
1 予算案件 (6)		(単位：千円)		
会 計 名		既定予算額	補正予算額	計
一般会計 平成30年度岡山県一般会計補正予算 (第7号)		747,684,864	16,497,764	764,182,628
特別会計 平成30年度岡山県中小企業支援資金貸付金特別会計補正予算 (第3号)		8,964,479	2,200,000	11,164,479
平成30年度岡山県後楽園特別会計補正予算 (第1号)		322,530	34,977	357,507
平成30年度岡山県港湾整備事業特別会計補正予算 (第1号)		繰越明許費補正 玉島地区造成事業等		
企業会計 平成30年度岡山県営電気事業会計補正予算 (第1号)		5,079,520	38,000	5,117,520
平成30年度岡山県営工業用水道事業会計補正予算 (第1号)		債務負担行為補正 企業局施設買電経費		
2 事件案件 (12)	1 当せん金付証票の発売について (1)	◎平成31年度発売総額 11,000,000千円以内		
	2 工事請負契約締結の変更について (1)	◎空港南産業団地造成工事 工 期 平成28年9月29日から平成30年12月28日 請負金額 (変更前) 1,938,600,000円 (変更後) 2,311,297,200円 請 負 人 空港南産業団地造成工事(株)大本組・アイサワ工業(株)建設工事共同企業体		
	3 公有財産の処分について (1)	◎処分する物件 笠岡市港町1番37 土地 114,472.10平方メートル		

件 名		内 容
		契約の相手方 倉敷市水島中通一丁目4番地 萩原工業株式会社 代表取締役社長 浅野 和志 処分予定価格 911,197,916円 契約締結の時期 平成30年度中
4	物品の取得について (2)	◎取得する物品 倉敷まきび支援学校スクールバス（車椅子利用なし） 3台 契約の相手方 岡山市中区兼基27番地の1 岡山三菱ふそう自動車販売株式会社 代表取締役 石田 尚行 取得予定価格 69,012,000円 契約締結の時期 平成30年度中 ◎取得する物品 倉敷まきび支援学校スクールバス（車椅子利用あり） 3台 契約の相手方 岡山市中区兼基27番地の1 岡山三菱ふそう自動車販売株式会社 代表取締役 石田 尚行 取得予定価格 70,092,000円 契約締結の時期 平成30年度中
5	公立大学法人岡山県立大学に係る第3期中期目標を定めることについて (1)	◎地方独立行政法人法第25条及び第78条の規定により、公立大学法人岡山県立大学に係る第3期中期目標を定めるもの

件名	内容
6 岡山県視覚障害者センターの指定管理者の指定について (1)	<p>◎管理を行わせる施設 岡山市北区西古松268番地の1 岡山県視覚障害者センター 指定管理者となる団体 岡山市中区原尾島四丁目17番37号 社会福祉法人 岡山県視覚障害者協会 会長 片岡 美佐子</p> <p>指定の期間 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで</p>
7 岡山県聴覚障害者センターの指定管理者の指定について (1)	<p>◎管理を行わせる施設 岡山市北区南方二丁目13番1号 岡山県聴覚障害者センター 指定管理者となる団体 岡山市北区南方二丁目13番1号 公益社団法人 岡山県聴覚障害者福祉協会 会長 中西 厚美</p> <p>指定の期間 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで</p>
8 岡山県健康の森学園就労継続支援事業所及び障害者支援施設の指定管理者の指定について (1)	<p>◎管理を行わせる施設 新見市哲多町大野2034番地の5 岡山県健康の森学園就労継続支援事業所及び障害者支援施設 指定管理者となる団体 新見市哲多町大野2034番地の5 社会福祉法人 健康の森学園 理事長 黒山 靖弘</p> <p>指定の期間 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで</p>
9 岡山県総合展示場コンベックス岡山の指定管理者の指定について (1)	<p>◎管理を行わせる施設 岡山市北区大内田675番地他 岡山県総合展示場コンベックス岡山 指定管理者となる団体 岡山市北区本町6番36号 コンベックス岡山コンソーシアム 代表者 丸田産業株式会社 代表取締役 伊原木 省五</p>

件 名		内 容
	<p>10 岡山セラミックスセンターの指定管理者の指定について (1)</p> <p>11 平成29年度岡山県歳入歳出決算の認定について (1)</p>	<p>指定の期間 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで</p> <p>◎管理を行わせる施設 備前市西片上1406番地18 岡山セラミックスセンター 指定管理者となる団体 備前市西片上1406番地18 一般財団法人 岡山セラミックス技術振興財団 理事長 吉鷹 啓^{ひろし}</p> <p>指定の期間 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで</p> <p>◎地方自治法第233条第3項の規定に基づくもの</p>
3 条例案件 (5)	別紙のとおり	
4 その他	<p>地方自治法第180条第1項の規定による専決処分事項について</p> <p>健全化判断比率について</p> <p>資金不足比率について</p>	<p>◎道路管理瑕疵に係る事故の和解及び損害賠償額の決定について 9件 1,030,249円</p> <p>◎地域改善対策奨学金及び通学用品等助成金の返還請求に関する訴えの提起について 3件</p> <p>◎地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により報告するもの</p> <p>◎地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により報告するもの</p>

番号	題名	提案課	概要
1	森林の保全に係る県民税の特例に関する条例の一部を改正する条例	税務課	<p>森林の保全に関する施策の一層の推進を図る必要があることから、当該施策に要する経費の財源を確保するため、引き続き、県民税の均等割の税率に関し、岡山県税条例の特例措置を講ずるものである。</p> <p>【主な内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 個人の県民税の均等割の税率の特例について、適用期限を平成35年度分まで延長する。 2 法人の県民税の均等割の税率の特例について、適用期限を平成36年3月31日までに開始する事業年度等まで延長する。 <p>(施行期日 平成31年4月1日)</p>
2	住民基本台帳法に基づく本人確認情報の提供及び利用に関する条例及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例	市町村課 情報政策課	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき個人番号等の利用及び情報提供ネットワークシステムを使用した情報連携を行うこと等により、県が行う高等学校の生徒等に係る給付金の支給等に関する事務に係る県民の負担の軽減及び県の事務の効率化を図るため、当該利用等に関し必要な事項を定める等所要の改正を行うものである。</p> <p>【主な内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 住民基本台帳法に基づく本人確認情報の提供及び利用に関する条例の一部改正 <ol style="list-style-type: none"> (1) 知事が条例に基づき都道府県知事保存本人確認情報を利用することができる事務に、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（(2)において「個人番号利用条例」という。）に基づいて知事が処理する事務を加えることとする。 (2) 知事が条例に基づき知事以外の執行機関に都道府県知事保存本人確認情報を提供する場合に、個人番号利用条例に基づいて知事以外の執行機関が行う事務の処理に関し、当該執行機関から求めがあった場合を加えることとする。

番号	題名	提案課	概要												
			<p>2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正</p> <p>(1) 個人番号を利用することができる事務として条例で定める事務に、次の表の左欄に掲げる執行機関が処理する同表の右欄に掲げる事務であって規則で定めるものを加えることとする。</p> <table border="1" data-bbox="660 674 1447 1753"> <thead> <tr> <th data-bbox="660 674 823 763">執行機関</th> <th data-bbox="823 674 1447 763">事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="660 763 823 1106" rowspan="3">知事</td> <td data-bbox="823 763 1447 846">私立高校生等教育給付金の支給に関する事務</td> </tr> <tr> <td data-bbox="823 846 1447 976">私立高等学校等学び直し支援金の支給に関する事務</td> </tr> <tr> <td data-bbox="823 976 1447 1106">私立高等学校納付金減免補助金の交付に関する事務</td> </tr> <tr> <td data-bbox="660 1106 823 1753" rowspan="5">教育委員会</td> <td data-bbox="823 1106 1447 1189">岡山県立高校生等教育給付金の支給に関する事務</td> </tr> <tr> <td data-bbox="823 1189 1447 1272">国公立高校生等教育給付金の支給に関する事務</td> </tr> <tr> <td data-bbox="823 1272 1447 1402">公立高等学校等学び直し支援金の支給に関する事務</td> </tr> <tr> <td data-bbox="823 1402 1447 1581">岡山県立学校授業料徴収条例に基づく授業料及び岡山県立高等学校通信制課程入学金及び受講料徴収条例に基づく受講料の減免に関する事務</td> </tr> <tr> <td data-bbox="823 1581 1447 1753">特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁（特別支援学校への就学奨励に関する法律に基づくものを除く。）に関する事務</td> </tr> </tbody> </table>	執行機関	事務	知事	私立高校生等教育給付金の支給に関する事務	私立高等学校等学び直し支援金の支給に関する事務	私立高等学校納付金減免補助金の交付に関する事務	教育委員会	岡山県立高校生等教育給付金の支給に関する事務	国公立高校生等教育給付金の支給に関する事務	公立高等学校等学び直し支援金の支給に関する事務	岡山県立学校授業料徴収条例に基づく授業料及び岡山県立高等学校通信制課程入学金及び受講料徴収条例に基づく受講料の減免に関する事務	特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁（特別支援学校への就学奨励に関する法律に基づくものを除く。）に関する事務
執行機関	事務														
知事	私立高校生等教育給付金の支給に関する事務														
	私立高等学校等学び直し支援金の支給に関する事務														
	私立高等学校納付金減免補助金の交付に関する事務														
教育委員会	岡山県立高校生等教育給付金の支給に関する事務														
	国公立高校生等教育給付金の支給に関する事務														
	公立高等学校等学び直し支援金の支給に関する事務														
	岡山県立学校授業料徴収条例に基づく授業料及び岡山県立高等学校通信制課程入学金及び受講料徴収条例に基づく受講料の減免に関する事務														
	特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁（特別支援学校への就学奨励に関する法律に基づくものを除く。）に関する事務														

番号	題名	提案課	概要																	
			<p>(2) 情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から特定個人情報の提供を受けることができる場合を除き、次の表の左欄に掲げる執行機関は、同表の中欄に掲げる事務であって規則で定めるものを処理するために必要な限度で、当該執行機関が保有する同表の右欄に掲げる特定個人情報であって規則で定めるものを利用することができることとする。</p> <table border="1" data-bbox="660 667 1445 1982"> <thead> <tr> <th data-bbox="660 667 823 741">執行機関</th> <th data-bbox="823 667 1177 741">事務</th> <th data-bbox="1177 667 1445 741">特定個人情報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="660 741 823 1093" rowspan="3">知事</td> <td data-bbox="823 741 1177 860">私立高校生等教育給付金の支給に関する事務</td> <td data-bbox="1177 741 1445 1093" rowspan="3">就学支援金関係情報</td> </tr> <tr> <td data-bbox="823 860 1177 978">私立高等学校等学び直し支援金の支給に関する事務</td> </tr> <tr> <td data-bbox="823 978 1177 1093">私立高等学校納付金減免補助金の交付に関する事務</td> </tr> <tr> <td data-bbox="660 1093 823 1711" rowspan="4">教育委員会</td> <td data-bbox="823 1093 1177 1211">岡山県立高校生等教育給付金の支給に関する事務</td> <td data-bbox="1177 1093 1445 1711" rowspan="4">就学支援金関係情報</td> </tr> <tr> <td data-bbox="823 1211 1177 1330">国公立高校生等教育給付金の支給に関する事務</td> </tr> <tr> <td data-bbox="823 1330 1177 1449">公立高等学校等学び直し支援金の支給に関する事務</td> </tr> <tr> <td data-bbox="823 1449 1177 1711">岡山県立学校授業料徴収条例に基づく授業料及び岡山県立高等学校通信制課程入学金及び受講料徴収条例に基づく受講料の減免に関する事務</td> </tr> <tr> <td data-bbox="660 1711 823 1982"></td> <td data-bbox="823 1711 1177 1982">特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁（特別支援学校への就学奨励に関する法律に基づくものを除く。）に関する事務</td> <td data-bbox="1177 1711 1445 1982">特別支援学校への就学奨励に関する法律に基づく特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する情報</td> </tr> </tbody> </table>	執行機関	事務	特定個人情報	知事	私立高校生等教育給付金の支給に関する事務	就学支援金関係情報	私立高等学校等学び直し支援金の支給に関する事務	私立高等学校納付金減免補助金の交付に関する事務	教育委員会	岡山県立高校生等教育給付金の支給に関する事務	就学支援金関係情報	国公立高校生等教育給付金の支給に関する事務	公立高等学校等学び直し支援金の支給に関する事務	岡山県立学校授業料徴収条例に基づく授業料及び岡山県立高等学校通信制課程入学金及び受講料徴収条例に基づく受講料の減免に関する事務		特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁（特別支援学校への就学奨励に関する法律に基づくものを除く。）に関する事務	特別支援学校への就学奨励に関する法律に基づく特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する情報
執行機関	事務	特定個人情報																		
知事	私立高校生等教育給付金の支給に関する事務	就学支援金関係情報																		
	私立高等学校等学び直し支援金の支給に関する事務																			
	私立高等学校納付金減免補助金の交付に関する事務																			
教育委員会	岡山県立高校生等教育給付金の支給に関する事務	就学支援金関係情報																		
	国公立高校生等教育給付金の支給に関する事務																			
	公立高等学校等学び直し支援金の支給に関する事務																			
	岡山県立学校授業料徴収条例に基づく授業料及び岡山県立高等学校通信制課程入学金及び受講料徴収条例に基づく受講料の減免に関する事務																			
	特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁（特別支援学校への就学奨励に関する法律に基づくものを除く。）に関する事務	特別支援学校への就学奨励に関する法律に基づく特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する情報																		

番号	題名	提案課	概要										
			<p>(3) 条例で定めるところにより特定個人情報を提供することができる場合に、次の表の第1欄に掲げる執行機関が、同表の第3欄に掲げる執行機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務であって規則で定めるものを処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって規則で定めるものの提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる執行機関が、当該事務を処理するために必要な限度で当該特定個人情報を提供するときを加えることとする。</p> <table border="1" data-bbox="660 804 1447 1581"> <thead> <tr> <th data-bbox="660 804 823 882">執行機関</th> <th data-bbox="823 804 1040 882">事務</th> <th data-bbox="1040 804 1203 882">執行機関</th> <th data-bbox="1203 804 1447 882">特定個人情報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="660 882 823 1581">教育委員会</td> <td data-bbox="823 882 1040 1193">特別支援学校への就学奨励に関する法律に基づく特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務</td> <td data-bbox="1040 882 1203 1581" rowspan="2">知事</td> <td data-bbox="1203 882 1447 1581" rowspan="2">生活保護関係情報</td> </tr> <tr> <td data-bbox="823 1193 1040 1581"></td> <td data-bbox="823 1193 1040 1581">特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁（特別支援学校への就学奨励に関する法律に基づくものを除く。）に関する事務</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 その他規定の整備を行う。 } 施行期日 平成31年4月1日。ただし、 } 3の一部については、条例の公布の日</p>	執行機関	事務	執行機関	特定個人情報	教育委員会	特別支援学校への就学奨励に関する法律に基づく特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務	知事	生活保護関係情報		特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁（特別支援学校への就学奨励に関する法律に基づくものを除く。）に関する事務
執行機関	事務	執行機関	特定個人情報										
教育委員会	特別支援学校への就学奨励に関する法律に基づく特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務	知事	生活保護関係情報										
	特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁（特別支援学校への就学奨励に関する法律に基づくものを除く。）に関する事務												
3	岡山県消費者行政活性化基金条例を廃止する条例	くらし安全安心課	<p>国が県に交付した地方消費者行政活性化交付金により実施した事業の終了に伴い、岡山県消費者行政活性化基金を廃止するものである。</p> <p>【主な内容】 岡山県消費者行政活性化基金条例を廃止する。 (施行期日 条例の公布の日)</p>										

番号	題名	提案課	概要
4	岡山県子ども災害見舞金基金条例	子ども家庭課	<p>災害により被害を受けた子どもを養育している者を支援することにより、家庭等における子どもの生活の安定に寄与し、もって子どもの健やかな成長に資するため、岡山県子ども災害見舞金基金を設置するものである。</p> <p>【主な内容】</p> <p>岡山県子ども災害見舞金基金を設置する。</p> <p>(施行期日 条例の公布の日)</p>
5	岡山県流域下水道事業の設置等に関する条例	都市計画課	<p>流域下水道事業の経営、資産等の状況を正確に把握し、経営基盤を強化するため、流域下水道事業に地方公営企業法に基づく財務規定等を適用するとともに、当該適用に関し必要な事項を定めるものである。</p> <p>【主な内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 趣旨（第1条関係） 地方公営企業法（以下「法」という。）に基づき、県が経営する流域下水道事業の設置等に関し必要な事項を定める。 2 設置（第2条関係） 県に流域下水道事業を設置する。 3 法の財務規定等の適用（第3条関係） この条例の施行の日から流域下水道事業に法に規定する財務規定等を適用する。 4 経営の基本（第4条関係） (1) 流域下水道事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならないこととする。 (2) 流域下水道事業の対象となる流域下水道の名称及び流域下水道に接続する公共下水道により下水を処理する区域は、岡山県流域下水道条例に規定する名称及び区域とする。 5 重要な資産の取得及び処分（第5条関係） 予算で定めなければならない流域下水道事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあつては、その適正な見積価額）が7,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡（不動産の信託の場合を除き、土地については、1件2万平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。 6 議会の同意を要する賠償責任の免除（第6条関係） 流域下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が100万円以上である場合とする。

番号	題名	提案課	概要
			<p>7 会計事務の処理（第7条関係） 流域下水道事業の出納その他の会計事務のうち次に掲げるものに係る権限は、会計管理者に行わせるものとする。 (1) 物品の出納及び保管（使用中の物品に係る保管を除く。）に係る事務 (2) 支出負担行為に関する確認に係る事務</p> <p>8 議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等（第8条関係） 流域下水道事業に関し、議会の議決を要する事件として条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価格が7,000万円以上のもの及び法律上県の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が100万円以上のものとする。</p> <p>9 業務状況説明書類の作成（第9条関係） 知事は、流域下水道事業に関し、毎事業年度、4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、4月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を翌事業年度の5月31日までに作成しなければならないこととする。 （施行期日 平成31年4月1日）</p>